

J R肥薩線の新たな観光列車コンセプト検討業務委託仕様書

1 業務名

J R肥薩線の新たな観光列車コンセプト検討業務委託

2 背景及び業務の目的

J R肥薩線は、熊本県八代市の八代駅から鹿児島県霧島市の隼人駅に至る、九州旅客鉄道（以下「J R九州」という。）の鉄道路線であり、このうち、八代駅から吉松駅間は、令和2年7月豪雨により被災し、現在も運転を休止している。

休止区間のうち、「川線」と呼ばれる八代駅から熊本県人吉市の人吉駅間については、国、熊本県、J R九州及び地元市町村とともに、復旧方法及び復旧後の持続可能な利活用策等について協議を重ね、令和7年4月1日、熊本県は、J R九州と「J R肥薩線（八代～人吉間）の鉄道での復旧に関する最終合意書」を取り交わした。復旧に向けては、県及び地元市町村が連携して、「J R肥薩線復興アクションプラン」を進めることとしている。

「J R肥薩線復興アクションプラン」において、「地域を代表する観光列車の導入」を目玉施策の一つとして位置付けており、運行再開と合わせて、観光列車の導入によりさらなる観光誘客を促進するため、地元市町村（※）の魅力を国内外に最大限に発信するための新たな観光列車コンセプトを策定する必要がある。

そのため、本委託事業では、観光列車のブランドイメージを形成するブランドコンセプト案と、選定したコンセプトに基づく外観・内観デザインイメージイラストを作成し、今後の観光列車の方向性の検討を深度化することを目的とする。

※地元市町村…八代市、人吉市、芦北町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 業務内容

受託者は、「J R肥薩線復興アクションプラン」の内容を踏まえ、次の業務を行う。

なお、次の業務を実施するにあたり、業務の進捗状況や成果品の内容等について委託者が説明を求めた場合は対応すること。

（1）ブランドコンセプトの作成

受託者は、観光列車のブランドコンセプトを3案程度作成する。

作成方法は文章・イラスト等の形式は問わない。文章の場合、文章量は問わないものとし、イラスト等の場合、判読性のあるものであれば手書き・デジタルいずれも可とする。

(2) 市場調査・分析及び地域の観光資源等の整理

上記(1)で作成するブランドコンセプト案の補足を目的として、地元市町村における観光客の動向、日本国内の他の観光列車の動向(サービス内容・売れ行き等)、熊本県及び地元市町村における観光戦略等の調査・分析を行うとともに、必要に応じて地元の観光関係者にヒアリングを実施の上、地元市町村の観光資源、食、文化、歴史、景観等の整理を行う。

(3) 外観・内観イメージイラストの作成

上記(1)で作成されたブランドコンセプト案を基礎として、ブランドコンセプト1案あたりにつき、観光列車の外観・内観デザインイメージイラストを1~3案程度作成する。ただし、各ブランドコンセプト案について作成するイラストの枚数は揃えるものとする。

イラストは簡易な表現で差し支えないが、車体の特徴が把握できるよう、車体側面を中心とした2面以上(側面・前面)を含めるものとする。

また、色使い、モチーフなど、デザインの方向性が理解できるレベルで描写する。作成方法は手描き・デジタルいずれも可とするが、判読性を確保すること。

各案はA4相当1枚程度を目安とする。

(4) コンセプト説明資料の作成

各ブランドコンセプト案及び各デザイン案について、意図を整理した説明資料を作成する。

デザイン案の各資料には、デザインの特徴を示すポイントを3点以上明記するとともに、列車のテーマ、ターゲット層、提供する体験価値、地域との関係性等について説明文を記載する。説明文の文章量は問わないものとし、説明資料は委託者が広報・検討資料として活用できるよう、構成や表現に配慮した内容とする。

5 成果品

(1) 提出物

①ブランドコンセプト案(3案程度)

②外観・内観デザインイメージイラスト(3案×1~3種程度、各A4相当)

③コンセプト説明資料(3案分)

上記をまとめた電子データ一式(PDF および編集可能データ)

(2) 納入期限

令和9年(2027年)3月19日(金)

ただし、上記(1)①のブランドコンセプト案一覧の納入期限は、令和8年(2026年)12月11日(金)とする。

(3) 納入場所

熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課

6 その他特記事項

- (1) 成果物（電子データを含む。）及び本業務の実施により生じる著作物等に関する著作権及び使用権は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの仕様、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を委託者の許可なく漏らしてはならない。業務委託契約期間終了後も同様とする。
- (3) 受託者は第三者の著作権等を侵害しないこと。
- (4) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者とも打合せを行い、その後も随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、委託者と十分協議のうえ決定する。
- (5) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定する。